

衣浦東部広域連合消防局ハラスメント防止宣言

【基本的な考え方】

ハラスメントは、個人の尊厳と人格を侵害する行為であり、被害者を深く傷つけるのみならず職場の環境を悪化させ、業務の円滑な遂行を妨げます。

また、住民の生命、身体及び財産を災害から守る消防機関は住民からの期待及び信頼に応えるために、ひととき高い倫理観を備えることが求められます。

一方、消防は安全、確実、迅速な行動を遂行するために指揮系統が不可欠で、階級とともに厳格な規律の保持が求められます。

ハラスメントが生まれる消防特有の土壌があることにしっかりと目を向け自覚しなければなりません。

【宣言】

一人一人の能力が発揮できる風通しの良い職場を目指し、ハラスメントを発生させない取り組みを進めるため、あらゆる方策を強い決意をもって宣言します。

【実践項目】

- ハラスメント防止は組織の最優先事項であることを明確にし、全員が認識し取り組む。
- お互いの人格を尊重し、ハラスメントから職員を守る。
- 実効性のある研修を通し、継続した体制を整備する。

令和7年4月1日

衣浦東部広域連合消防局

消防長 高橋 盟

